

## 令和3年度 第2回鴨川市立国保病院運営協議会 会議録

日 時 令和3年8月6日（金） 午後3時00分から午後5時00分まで

場 所 鴨川市立国保病院 会議室

出席委員 6名

川崎浩之（会長）、本吉正和（副会長）、金井 輝、石井千枝、池田幹雄、  
石井一巳

欠席委員 1名

黒野 隆

事務局 市長 長谷川孝夫

副市長 平川 潔

経営企画部長 大久保孝雄、健康福祉部長 牛村隆一

健康推進課長 角田 守

病院長 小山照幸、看護師長 丸山陽子

次長 渡邊 賢次、係長 吉田泰行、主査 吉田寛和、主査 浦邊彰紀

傍聴者 5名

会 議

### 1 開会

（事務局）

皆さん、こんにちは。

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

はじめに資料の確認をお願いいたします。

（資料の確認）

本日の会議は、お手元の「次第」に従いまして、進めさせていただきます。

会議は、本市附属機関等の設置及び運営等に関する指針に従いまして、公開させていただいておりますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

また、会議録作成のため録音させていただいておりますので、合わせてご了承ください。

はじめに市長よりごあいさつを申し上げます。

### 2 市長あいさつ

（市長）

皆様、こんにちは。

本日は、ご多用の中、ご出席を頂き誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染者数は、日々、全国的に増加しておりますが、今週月曜日には、

東京都、沖縄県に加え、千葉県をはじめとする首都圏3県と大阪府にも、「緊急事態宣言」が発令されました。その中で、安房地域においても、8月5日現在、感染者数は300名にも及んでおります。

こうした感染リスクを少しでも抑制できるよう、安房3市1町では、安房医師会のご協力のもとに、新型コロナウイルスワクチン接種を実施しておりますが、この8月1日現在、本市の65歳以上の接種割合は、8割に達しております。

今現在、64歳以下のワクチン接種も進めておりますが、今後、12歳までの接種を、順次、県からのワクチン配分量を見ながら計画立てて実施してまいりますと、安房地域では、11月中には、接種対象者の7割から8割程度は、接種を終えられると見込んでおります。

本市と致しましては、市民の皆様への命と健康を守るため、ワクチン接種を着実に進め、感染防止、感染予防を進めてまいりますので、ご安心を頂きたいと存じます。

こうした中、国保病院におきましても、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るとともに、地域医療を担う公立病院として、少しでも多くの市民の皆様へのワクチン接種について、関係機関と連携・協力を図りながら進めてまいります。

また、国保病院では、こうした状況を踏まえつつ、新病院開院後の運営を早期に軌道に乗せられるよう、小山院長はじめ、職員一同が一丸となって取り組んでまいります。本日の運営協議会では、委員の皆様へ、旧病院の解体や駐車場整備等を行う「新病院建設事業・2期工事」のほか、国保病院における新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況、「看護」の教育環境改善指針のご報告、さらには、令和3年度補正予算、令和2年度病院事業会計決算、及び、改革プランの点検・評価について、ご協議をお願いいたします。

議事の詳細につきましては、このあと事務局より説明いたしますので、皆様には、それぞれのお立場から、建設的なご意見を頂きますようお願い申し上げます。開会にあたっての、あいさつと致します。

本日は、よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定によりまして、会長に議長として進行していただきます。川崎会長、よろしく願いいたします。

### 3 議事

(川崎会長)

それでは議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進行しますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日の会議録の確認については、名簿順に石井千枝委員を指名しますので、よろしく願います。

これより議事に入ります。

はじめに、「鴨川市立国保病院建設事業2期工事について」を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料1をご覧ください。

鴨川市立国保病院2期工事につきましては、本年6月30日の入札を経て、工事受注業者が、「青木総業株式会社」に決まりました。

工期は、令和3年7月3日から令和4年2月2日までの7か月で、10月末までに旧病院の解体を行い、11月からはリハビリ棟の改修と外構工事として、駐車場整備を進めてまいります。

なお、工事は7月19日から本格的に始まっており、現在、旧病院内の天井や壁材、窓枠、衛生設備など附属設備除去を行っております。

次に資料の右側をご覧ください。

上段の赤い線で囲んだ枠が、旧病院の解体工事区域となります。

この枠に沿って仮囲いを行っております。工事用出入口は、長狭学園前の交差点に近い箇所とし、新病院への来院者と分けをしております。

工事期間中の来院者用駐車場は、青色の斜線枠の箇所になりますが、新病院前の駐車スペースは20台。また、新病院東側の国道410号側には、臨時駐車として10台。その南側にも25台分の計55台分を確保いたしました。

工事期間中、来院される方々には、大変ご不便をおかけすることになりますが、安全確保に努め2期工事を進めてまいります。

なお、裏面には、2期工事による旧病院解体後の駐車場の配置図がございます。

新病院の正面玄関前には、ロータリーと90台の駐車スペース。また、その左側には、障害者用駐車スペース3台のほか、救急、夜間勤務の医師、看護師のほか、在宅医療・介護サービスの車両を駐車するスペースとして40台。計133台分の駐車場を確保する予定でございます。

以上でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑、ございますか。

(池田委員)

新しい駐車場が133台となっておりますが、旧病院のころは、何台くらいで、どのくらい増えたのでしょうか。また、臨時駐車場が2か所ありますが、新しい駐車場ができた場合、そちらは更地にして別の使い方になるのでしょうか。

(牛村部長)

旧病院の駐車場は70台でした。

また、臨時駐車場の用途ですが、長狭学園に近い方の10台は、当初緑地帯ということで

計画をしておりました。みんなみの里に近い側の 25 台の方は職員の駐車場として使う予定でございます。

(石井(千)委員)

リハビリ棟の改修について、今後の利用目的などが決まっていたら教えてください。

(牛村部長)

これまでの市の計画や国保病院改革プランなどでは、在宅支援の中でも、福祉総合相談センターを機能強化したセンターを配置することとしております。

あるいは、新病院では、会議室やスタッフの休憩場所が少ないといった課題がございますので、そのようなことも考えていきたいと思っております。

(小山病院長)

新病院は患者さんのためにはスペースが広くとられていて、すごく居心地の良いものになっていますけれども、スタッフのいる場所がすごく狭いです。

休憩する部分がないので、働くスタッフの環境も良くしていかなければならないと考えています。

(石井(一)委員)

リハビリ棟の改修工事ですが、場所として解体工事の区域の中のどのくらいの位置になるんですか。

(牛村部長)

資料1の裏面をご覧くださいと思います。青い点線が旧病院の形となっており、この左側のリハビリ棟となっている部分です。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「鴨川市立国保病院建設事業2期工事について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況について」を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

(渡邊次長)

資料2をご覧ください。

当院で行っております、新型コロナウイルスワクチンの接種状況でございます。

65歳以上の方を対象に、6月1日から8月21日までの火曜日、水曜日、金曜日、土曜日の週4日間、個別接種を行っております。

裏面をご覧ください。当院における接種の流れですが、入口から反時計回りに、受付、問診、接種、経過観察としています。一方通行にすることで、案内をわかりやすく、また同日での二重接種を防ぐため、このようなレイアウトといたしました。

表に戻りまして、地区別の状況です。48日間で1,158人の方に接種を行っており、このうち、長狭地区の方は569人となっています。

今後の接種体制ですが、8月27日から10月1日まで64歳以下の方を対象に毎週金曜日合計90人の個別接種を行ってまいります。

集団接種につきましても、9月5日から11月7日までの全10回、鴨川市文化体育館で実施されますが、こちらにも携わってまいります。

以上でございます。

(角田課長)

健康推進課で作成した資料をご覧ください。

まず、市全体のワクチン接種率についてご説明します。

こちらは優先接種、集団接種、個別接種、巡回接種、大規模接種センターなど、接種した全ての方を含んでいるものでございますが、12歳以上の市民で1回目の接種が終わった方が55.3%、2回目の接種が終わった方が40.3%となっております。

このうち、65歳以上の方は、1回目の接種が終わった方が84.5%、2回目の接種が終わった方が71.6%となっております。

次に、集団接種会場の変更でございます。9月5日から会場を鴨川市文化体育館へと変更し、11月7日までの毎週日曜日、全10回を実施してまいります。

会場は変更となりますが、予約方法については、従前と変更はございません。

また、基本的に64歳以下の方が対象となりますが、65歳以上で接種が終わっていない方も接種が可能です。

この集団接種終了後は、国保病院や市内の医療機関における個別接種の継続をしてまいります。

なお、16歳から39歳までの接種券は来週お手元に届く予定となっております。

12歳から15歳につきましては、現在医師会と調整中となっております、改めてお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

(池田委員)

資料2の今後の接種体制という項目には、64歳以下の方を対象に8月27日から10月1日までの毎週金曜日90人の接種を行うと書いてありますが、本日配布された会議資料では、文化体育館での集団接種が終了した後、個別接種を行うと書いてあります。

文化体育館での終了が11月7日なので、それ以降に当院で接種が始まると読めますが、資料2とどちらが正しいのかお伺いします。

(角田課長)

新型コロナワクチン接種につきましては、一度に多くの方に打つ集団接種と、市内の6医療機関で、主にかかりつけの方に接種をする個別接種という2つの方法がございます。

私が読み上げました資料は、集団接種についての記述になります。

国保病院事務局から説明がありましたのは、個別接種となりますので、各医療機関で接種日を設定して接種をしているところでございます。

(小山病院長)

ワクチンを受けたくないという方もいると思うので、接種率は100%にならないと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(角田課長)

おっしゃるとおり、ご本人様の希望ということになりますので、接種率100%はなかなか難しいと思っております。ただし、安房4市町見込んでいる80%よりは多くなると考えております。

インフルエンザの予防接種も定期でやっておりますが、昨年度が約65%でしたので、それよりは高くなっております。

(池田委員)

ワクチンは順調に届いていると思いますが、今後の見通しやこれまでに支障が生じた例があれば、教えてください。

(角田課長)

65歳以上の方のワクチンは、特に問題なく供給されておりましたが、64歳以下のワクチンにつきましては、当初よりも配給量が少なくなっております。報道されているとおり、大体3割から4割くらいとなっており、集団接種も当初2,000人規模を予定しておりましたが、下方修正をして1,600人、さらにこの後は800人程度になってまいります。

また、個別接種につきましても、1医療機関当たりの対象人数が少なくなってきたりしますが、11月から12月には打ち終わるということで、試算をしております。

(本吉委員)

39歳以下の方、この中にはひとり親の若い方もいらっしゃいます。接種をする際、お子さんを連れて文化体育館に行くことは可能でしょうか。

(牛村部長)

国保病院でもお子さん連れの方はいらっしゃいますし、亀田クリニックでの集団接種にもお子さん連れで来ている方がおりますので、同じような扱いとさせていただきたいと思えます。

(本吉委員)

ひとり親の方の接種について、近隣で富津市の事例を紹介します。

富津市では、ファミリープランといって、例えば年配の方とお母さんが事前に面接をして、何かあったときに預かってくれるシステムがあるそうです。また、幼稚園や保育所、認定こども園の中に、日曜日でも一時預かりをしてくれるところがあるということなので、そういった中でお子さんを預かってもらい、接種に行ったら大丈夫だったら、迎えに行くというシステムでやっていると同いました。

対象人数も鴨川市は235名、富津市は256名、いすみ市は333名と伺っております。

近隣の各市町村でも、ひとり親家庭に対するケアは確立されつつあるようなので、本市においても速やかな対応をお願いしたいと思います。

次に台風が迫ってきておりますが、日曜日の集団接種は予定どおり行われるか、お尋ねします。

(牛村部長)

日曜日の集団接種は、約2,500名になりますが、明日午前中に安房医師会と3市1町で対応を確認した上で、市民の皆様にお伝えをしております。

また、変更となった場合ですが、1回目の後、2回目の接種は3週間後が目安となりますので、それを十分に考慮の上、接種いただけるようにしたいと考えております。

(本吉委員)

集団接種は日曜日ごとに行われておりまして、亀田病院の職員を中心に実施されており、また、当院では土曜日や平日に接種が行われております。

私が見ていると、健康推進課の職員を中心に毎週出勤しており、皆さん休み取っているのかなという懸念があります。

健康推進課は、まさに健康を推進していかなくてはならない部署で、そこから体調を崩す方が出ていけないと思えますので、負荷の分散や、休みを取れる体制がとられているのかどうか伺います。

(牛村部長)

ご心配ありがとうございます。普段の業務もある中で、日曜日の集団接種がございますので、なかなか休みがとりづらい、また残業という形でも職員に負荷がかかっております。

したがって、極力平日などでも休みを取れるようにしてまいりたいと思います。

(平川副市長)

これから国保病院中心に集団接種となりますと、余計に職員が必要になってまいります。その際には全庁体制に加えて、他の市町村の協力もいただきながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「鴨川市立国保病院看護局の教育環境改善指針について」を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

(丸山看護師長)

資料3をご覧ください。

当院における教育環境改善指針となります。

まず、1の目的ですが、看護サービスの質の向上、看護師の採用推進、就業する看護師の満足度向上という3点を挙げました。

私は4月からこちらに就任いたしましたが、教育環境の改善が最重要事項と認識しております。

次に2の現状ですが、本年6月時点で当院の看護師の平均年齢は47歳とかなり高いです。また、勤続年数20年以上の看護師が2割以上を占めており、新しい知見を学ぶことが少ないという課題があります。加えて、看護業務・手順に関するマニュアルも整備されておらず、各自の経験によるため、看護の質が担保されにくい環境となっています。

しかしながら、看護師が就職先を選択する理由の上位には、必ず教育環境の充実が入ります。当院は看護師不足が慢性化しておりますが、現状において当院での教育環境を整えて、自身のキャリアアップが望める魅力ある職場にすることが急務であると考えております。

こうしたことを踏まえ、3の目標と方法は7項目ほど上げさせていただきました。

前後しますが、まず、教育体制の整備について。当院では、新卒の入職者がおらず、経験者が多いため、教育体制が整備されておられません。プリセプター方式とって、マンツーマ

ンの方式を取っておりますが、一貫した教育評価ができるツールやマニュアルが必要だと思っております。

カンファレンスの実践については、現在、患者様を1人の看護師が担当する方式を取っておりますが、事例についてのカンファレンスを日常的に行える環境が必要です。

教育的なローテーションの実施については、看護師が36名と少ない職場ではあるんですが、チームの活性化を目的とするローテーションを進めていく予定です。

看護学生の臨地実習受入れの準備。こちらは、先ほど申し上げましたが、看護師が高年齢化しているため、若い年齢の看護師を採用していく必要があります。現在、訪問看護ステーションでは実習を受け入れています。病棟はまだ受け入れたことがなく、指導者もいないので、指導者教育も含めた実習環境の整備が必要だと考えております。

人を育てていくという風土の醸成、これは非常に難しいと思いますが、できないことを指摘するという傾向がありますので、ともに成長していくという教育的な支援ができるチームにしていく必要があります。

以上を実践していくためには、私たち自身が自ら自己成長していくという姿勢とロールモデルになれる行動が必須だということで、看護局の主任、師長で打ち合わせをして、共有をしているところです。

そして、教育ツールの導入ということで、ナーシングスキルライトというものがありますので、資料をご覧ください。

教育に関するオンラインツールは色々ありますが、こちらは900以上の病院、施設で導入されており、私も亀田病院に在籍していた時に使っておりました。非常に優れています。

表紙にあります。動画講義が135講義、看護技術も動画を含めたもので、174手技が見られるということです。

費用についても、大きな病院ですと何百万円というところ、中小の病院を対象に、内容を絞っており44万円になっております。

講師陣も著名な講師が入っております。看護技術も厚労省のガイドラインに沿っているところに加えて、最新の病院の監修も受けており、内容も年1回更新がありますので、最新技術が学べることになります。

インターネット環境があれば、気軽に見られますので、パソコンはもちろん、スマートフォンでも見られます。看護職員だけではなく、全職員が使える、医療安全や感染対策、倫理などの講義もあります。特に、医療安全や感染対策については、法令研修といって、年2回の受講が義務付けられています。研修の企画も大変な労力になるので、これを手軽に使えるということもあります。

仮にこういった研修を受けに行った場合、受講費用に2万円くらい、加えて交通費もかかりますので、決して高くはないと考えられます。

オンライン研修ですが、このツールは閲覧履歴の管理ができますので、だれがどのような講義を受けたかというところも、こちらで管理をして有効に使っていきたいと考えております。

以上でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

(本吉委員)

カンファレンスが日常的に行われるように整備していくということについて、現在は1人の患者さんを1人の看護師が担当されているということですが、チームでやっているのではないんですか。

(丸山看護師長)

日常的には1人の看護師が7～8名の患者様を担当して、チームで見えています。しかし、日替わりなので、ひとりの患者様をよりしっかり見る、看護の世界ではプラマリーという言葉を使いますが、日常の担当している患者様とは別に、この患者様についてはこの看護師に聞けばわかる、そして、どういう退院計画を進めていくかそのナースが立てる、という風に担当しております。

(本吉委員)

事例についてのカンファレンスが日常的に行われるようにというのは、1人の看護師さんがAさんという、例えば糖尿病の患者さんがいたとして、その人の知識をほかの看護師さんとも共有していくという意味合いでしょうか。

(丸山看護師長)

知識の補充ということよりも、問題がある患者様に対して、どのようにその問題を解決していったらよいかということの話し合いをしていくという意味のカンファレンスです。

(本吉委員)

(5)のローテーションを計画的に進めていくというのは、チームの入れ替えをしていくと理解してよろしいでしょうか。

(丸山看護師長)

はい。一人の看護師が例えば2階の病棟だけではなく、3階の療養病棟に移動してそこで何年か経験して、その次に訪問看護ステーションの経験をするといったことになります。

(本吉委員)

個人的に一番大切なことは、若い看護師さんを毎年少しずつ入れていくということだと思います。

それに対する病院の対策、例えば、看護専門学校を訪問して説明をすとか、研修に来てもらって病院を見てもらうとか、そういう戦略は具体的にあるんでしょうか。

(丸山看護師長)

まず、臨地実習を受け入れることができると思っております。また、当院では就職説明会を行っておりませんが、専門学校や医療大に出向いて国保病院の魅力をアピールすることも大事だと思いますし、宿舎がありませんが、県外の看護学校に行って就職説明会をするといった方法も取れると思います。

(小山病院長)

若者を就職させるには、やはり魅力のある病院でないといけないと思います。給料の面はあまり変わらないと思いますが、国保病院に特化した奨学金制度ができると着実に受け入れられると思いますので、市長にはぜひそうした枠組みを作っていただければと思います。

(石井(千)委員)

現状を読むと、総師長さんが考える必要感と、実際に働いている方たちの中からこういうことをしたいという要求があるのかなと感じました。そこにギャップがあると色々なものを導入しても、軌道に乗せるのが大変だろうと思いますが、ぜひ実践していただいて、改善できるところはしていただけたらと思います。

(丸山看護師長)

おっしゃるとおりです。定年まであと数年というスタッフもいますし、30代のこれからまだまだ勉強したいというスタッフもいますので、全員が同じ熱量をもってキャリアアップをしていけるかという、決してそうではありません。

やはり、やる気があり、これから伸びていく、今後も良い看護をしたいという思いのある看護師たちに光を当てていきたいということがあります。

今低迷していて、現状維持と感じているスタッフがいるのも事実ですが、そうしたスタッフも一緒にけん引していければよいなと思います。

(小山病院長)

病院のスタッフの意識改革が必要です。最近職員にアンケート調査を行ったんですが、それをみるとネガティブな意見が半分くらいありました。

当院において、日本の標準的な医療が行われるようにしていくことが必要なのではないかと考えていますので、職員の意識改革ということを今後やっていきたいと思っています。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「鴨川市立国保病院看護局の教育環境改善指針について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「令和3年度鴨川市病院事業会計補正予算(第2号)」を議題と致します。  
事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料4-1をご覧ください。令和3年度鴨川市病院事業会計補正予算(第2号)案の概要について、ご説明いたします。

この補正予算は、9月開会予定の令和3年第3回市議会定例会に提案する補正予算でございます。

この度の補正予算は、「収益的収入及び支出」において、収入・支出それぞれ補正予定額は、1億920万4千円を計上させていただきました。

事業収益では眼科診療日数増による外来収益、及び、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業収益の追加のほか、不採算地区病院の運営に対する財政措置拡充に伴う補助金等の追加を行いたいもの。

また、事業費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費等を追加したいため、これらについて、補正予算(案)を編成させていただいたものでございます。

まず、1 業務の予定量をご覧ください。

(2) 年間患者数は、「入院」に変更はありませんが、「外来」では、本年4月から眼科診療日を、これまでの第2、第4木曜日の月2回に加え、毎週火曜日、水曜日も診療日とし、月に10回ほどに増やしたことにより、外来患者数は、当初予算時点で見込んでいた「30,735人」から、1,250人増の「31,985人」に、変更させていただきたいものでございます。

この点を踏まえ、次に、2の予算の概要欄の実施計画をご覧くださいと思います。

まず、「収入」では、表中に、事業収益の補正予定額とその説明をお示しさせていただきました。

また、表の下には、さらに補正予定額の概要を記載させていただいております。

この「収入」の表と、表下の概要について、あわせてご説明させていただきますので、委員の皆様は、こちらをご覧ください。

まず、「収益的収入」でございますが、1項の医業収益では、ただいま申し上げた眼科の外来患者数の増に伴い、外来収益を1,123万8千円追加し、また、3項のその他医業収益では、公衆衛生活動収益5,781万7千円の追加でございます。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種が、本市においても既に実施されておりますが、その中で、国保病院における新型コロナウイルスワクチン接種に係る収益としまして、表の下の「1. 医業収益」説明欄の※の2つ目の公衆衛生活動収益にお示しさせていただいておりますとおり、①個別接種として、国保病院で行う2,370回分、703万4,610円と、亀田クリニックで実施しております集団接種は、9月以降、鴨川市文化体育館にて実施するこ

とになりますが、これには、鴨川市ふれあいセンターと鴨川市立国保病院が軸となり、実施することとなりますため、そのワクチン接種 10,992 回分の収益 5,078 万 3,040 円を見込んでおります。

この国保病院で行う個別接種、文化体育館で行う集団接種分を合わせ、補正予定額に、5,781 万 7 千円を計上させていただきました。

次に、2 項 医業外収益でございます。

2 目の他会計補助金は、一般会計補助金 2,789 万円でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中においても、病院の機能を維持し、地域医療提供体制を確保する観点から、半径 5 キロメートル以内の人口が 10 万人未満の公立病院を「不採算地区病院」と言いますが、この不採算地区病院に関する令和 3 年度分の特別交付税措置が拡充されたことに伴う追加交付金を、基準単価に基づき計上させていただいたものでございます。

次に、表の下段の 4 目 負担金交付金の「交付金」655 万 9 千円と、6 目の補助金の「国庫補助金」570 万円は、いずれも医療提供体制、または、新型コロナウイルス感染症関連の交付金、補助金にかかるものでございます。

まず、交付金 655 万 9 千円につきましては、下段の説明欄の下から 2 番目にありますように、国の医療提供体制設備整備交付金にかかるもので、総務省の手続きの関係から遅れておりました、①マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認カードリーダー 4 台分 233 万 2 千円と、②新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金にかかるもので、新型コロナウイルスワクチン接種について、1 日 50 回以上接種した場合に 10 万円が交付されるものでございますが、国保病院では、毎週土曜日の午後には、90 名以上のワクチン接種を実施しておりますので、今般、10 万円×12 日分の 120 万円を計上させていただきました。

これに、医師はじめワクチン接種に必要な人員確保に係る交付金として、交付基準額に基づき、病院における接種体制強化分 302 万 7,600 円を合わせた 422 万 7,600 円。

これらの計、655 万 9 千円を計上させていただきました。

また、説明欄の一番下に記載の国庫補助金 570 万円につきましては、令和 3 年度の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制整備確保支援補助金として、院内の感染防止、感染予防のための清掃業務や医療材料、消耗品等の購入に充てられる補助金の計上でございます。

続きまして、裏面をご覧ください。

「支出」でございます。

今般の「支出」は、事業費と致しまして、1 項の医業費用、2 項の医業外費用を合わせまして、表の一番上の段の、補正予定額欄にありますとおり、収入と同額の 1 億 920 万 4 千円を計上させていただきました。

支出の表と、下段の説明欄を合わせてご覧いただければと思います。

まず、1 項の医業費用 1 億 653 万 9 千円の内訳と致しましては、1 目の給与費、2 目の材料費、3 目の経費、6 目の研究研修費でございます。

1 目の給与費 4,611 万円は、内訳と致しまして主なものは、「給料」1,404 万 2 千円は、

令和3年度中の医療職の採用及び人事異動に伴う医師、看護師、医療技術員、事務職員について、年度当初以降、特に新病院開院後の人員配置調整により、必要な人件費分を計上させていただいたもの。

また、「手当等」1,819万8千円は、新型コロナウイルス感染者等への対応に係る特殊勤務手当や、ワクチン接種に係る時間外勤務手当、休日勤務手当等を計上させていただいたもの。

2目の材料費266万6千円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係るもので、個別接種として国保病院で行う接種、また集団接種として文化体育館で行う接種に係る診療材料費分を計上させていただいたもの。

3目の経費4,429万2千円の主なものと致しましては、表の下段の説明欄に記載させていただいたように、①消耗品費200万円、消耗備品費300万円、光熱水費541万2千円、修繕500万円は、新病院開院後に運営上必要な経費分を計上させていただいたもの。

②賃借料273万4千円は、新型コロナウイルスワクチン接種を行う集団接種会場である文化体育館の会場使用料、10月以降全10回分1,509,550円、訪問看護システム使用料784,410円などでございます。

③通信運搬費13万2千円は、訪問看護システム通信費、④委託料2,601万4千円は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種業務委託料2,185万円、マイナンバーカードを保険証として利用するにあたり、オンライン資格確認に係るシステム改修委託料2,363,000円などの計上でございます。

6目の研究研修費1,347万1千円は、診療に係る研修指導医のほか、医療技術向上を図る専門職・理学療法士、検査技師への謝金、国保病院で実施する新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療従事者への謝金を計上。

次に、2項の医業外費用でございます。消費税266万5千円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る公衆衛生活動収益に伴う消費税額分から、仕入れに対する消費税額を差し引いて見込まれる増加額分を計上させていただいたもの。

以上が、令和3年度鴨川市病院事業会計補正予算(第2号)案の概要でございますが、今般の補正は、主には、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとする感染症対策に係る関係予算を、収入、支出ともに計上させていただきました。

以上でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

(小山病院長)

入院の年間患者数が変更なしということですが、病棟がまだフルでオープンできていませんが、その点どのように考えればよろしいでしょうか。

(牛村部長)

前年度まで病床利用率を80%として見ていたところ、新病院になって85%という目標を掲げ、その中で最大限の利用を見込んでおります。

(小山病院長)

今オープンできていない部分も計算しているということでしょうか。

(牛村部長)

そのとおりです。

年間を通して85%と見ておりますので、今後それ以上の利用率が確保できればということもありますし、今後の入院患者数を見た中で修正をしていきたいと思っております。

(本吉委員)

今回はいわゆる3条予算の補正で、4条予算の補正はないということでしょうか。

(牛村部長)

そのとおりでございます。今回の補正は3条予算のみです。

(本吉委員)

入院が20,951人ということで、看護師さんを増やして、この数字が大きくなっていくべきかなと思います。

収益的収入及び支出については、以前から言っておりますとおり、一番大事なのは、収入のところの「1 医業収益」計11億2,727万7千円。それから、支出のところの給与費、7億1,247万円。これを割りますと、63.2%。これが医業収益に対する給与の割合となって、この数字を小さくしていくことが病院経営の一番大事な点、収益的収入及び支出の一番大事な点だと考えております。

まだ出てきておりませんが、決算の方を見ると、この数字はかなりいい数字だと私は考えているんですが、病院当局としてはこの63.2という数字をどのように考えておりますでしょうか。

(牛村部長)

おっしゃるとおりでございます。人件費の比率を抑えていく。収益が上がれば、全体の事業費として収益が上がりますし、逆に経費が上がった部分を抑えていくことも必要かもしれません。そういった中で、人件費の割合の目標というところでは半分の50%。そこまでいくかどうかはひとつの目安だと思っております。

(小山病院長)

人件費のことにに関して、伝統的に非常勤の先生に対する報酬が割高なところがありますの

で、そういった点を変えていく必要があるかなと思います。

(本吉委員)

非常勤の方の給与が、今までの物件費ではなく、人件費として扱うことによって数字が上がったという背景があると伺っておりますので、その数字を抑えていくことが大事だと個人的には思っております。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「鴨川市病院事業会計補正予算（第2号）」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「令和2年度鴨川市病院事業会計決算」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料5-1をご覧ください。令和2年度鴨川市病院事業会計決算の概要について、ご説明いたします。

この病院事業決算は、今月末に開会予定の令和3年第3回市議会定例会に提案し承認を求めるところでございます。資料5-2が、市議会提案の議案のもととなる資料となっておりますが、主には、資料5-1でご説明をさせていただきます。

令和2年度は、経営改革の一環として、新病院開院後の回復期病床に位置づけられる、地域包括ケア病床52床の機能の充実強化に向けた病床展開を図り、収支改善に取り組むとともに、新病院建設事業1期工事として、施設本体の工事完成年度として、新型コロナウイルス感染症の影響による工期の遅れはあったものの、令和3年2月末には完了検査を経て竣工し、新病院開院に向けた移転準備を実施いたしました。

この点を踏まえ、決算概要を説明させていただきます。

この概要資料は、資料5-2の「令和2年度鴨川市病院事業決算報告書及び事業報告書」の主要な項目から抜粋し作成した資料でございます。

このため、この資料の項目ごとに、資料5-2の報告書ページを記載させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、1の「業務」でございます。

(1)の業務量、(イ)の利用状況でございますが、これについては、資料5-2の「決算報告書及び事業報告書」12ページに同様の内容を記載しております。

まず、診療面における利用状況でございますが、令和2年度の延べ数で、年間入院患者数は、17,508人。令和元年度との比較では320人の増。率に致しますと、1.9%の増でございます。

また、年間外来患者数は、30,332人。前年度の比較では、3,995人の減。率に致しますと、11.6%の減でございます。

これら増減の主な要因は、入院患者数は、冒頭で申し上げた地域包括ケア病床への転換を図った中、病床利用率では、年度末に、療養病棟では新型コロナウイルス感染者が確認され、院内クラスターが発生したこと、また、新病院への移転・引っ越し準備により入院患者数を一定程度に抑えた調整がございましたが、令和元年度実績値67.1%から68.5%へと「1.4%」上昇いたしました。

また、外来患者数は、これまでも申し上げてまいりましたように、長狭地区は、市内の旧町単位の鴨川、長狭、江見、天津小湊地区の中でも、高齢化率が46.7%と最も高く、病院受診も高齢世帯では中々難しくなっていること。

また、国・県の医療政策にもとづき、徐々に高度急性期、急性期、回復期、慢性期というように、病床機能が医療機関ごとに役割分担がされてきていること。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響から、感染リスク回避のため、来院者の中には、外来受診を控える傾向にあったこと。

特に、この3月下旬には、新型コロナウイルス感染者が療養病棟で確認され、院内クラスターが発生したことなどが、外来減少の要因と捉えているところでございます。

外来診療においては、市民の皆様からのご要望が多かった眼科診療の日数を増やすなど取り組んでおりますが、新病院開院後における外来受診者数を少しでも多く増やせるよう、さらなる改善、医療の質的向上に向けた展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の事業収入に関する事項をご覧ください。

まず、病院事業収益全体では、令和2年度は10億1,379万4,888円となり、令和元年度と比較いたしますと、1億1,194万6,743円の増。率に致しますと、12.4%増となりました。

内訳では、①医業収益のうち、入院収益は4億7,143万4,686円。令和元年度より5,298万4,899円、率に致しますと12.6%増となりました。

これは、さきほどもご説明いたしましたように、入院病床のうち、52床を地域包括ケア病床に転換促進を図ったことにより増収が図られたものでございます。

外来収益は、2億5,083万631円、前年度比1,088万5,215円、4.2%減でございます。

また、②医業外収益は、1億7,177万2,938円。このうち、備考欄にありますように、一般会計補助金は1億4,851万3千円でございます。これには、特別交付税分、7,705万円のほか、新病院開院経費分6,909万5,460円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金170万円でございます。

③特別利益の1,254万5千円は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として、国保病院職員1人あたり5万円支給に係る690万円の計上などでございます。

次に、(3)事業費に関する事項でございます。

病院事業費用全体では、9億2,485万6,871円。令和元年度と比較いたしますと、4,615万7,708円、率に致しますと5.3%増となっております。

内訳ですが、給与費は、千葉大学等からの非常勤研修医師について、研究研修費へ組み換えを行ったことから、3,855万7,518円の減。

材料費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、薬品費、診療材料費の増加により、948万6,631円の増。

経費は、新病院建て替えに係る委託料等の増加により、前年度より2,198万7,331円の増。

研究研修費は、先ほど給与費のところでご説明いたしましたように、大学病院等からの非常勤医師の報酬を組み替えたことにより、5,194万9,850円増となっております。

医業外費用は、消費税等の精算に伴う控除対象外消費税等の増加により、717万円の増。

特別損失735万4,500円は、特別利益の欄でもご説明させて頂いた新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金等でございます。

次に、下段の2 病院事業の損益計算書の概要をご覧ください。

この損益計算書は、発生主義に基づいた企業活動の結果として、収益とそれに対する費用を対比させたものでございます。

まず、①医業収益から、②医業費用を差し引きますと、△6,198万1,095円となり、医業損失を生じております。

次に、②医業外収益1億7,177万2,938円は、一般会計補助金がこの中に含まれておりますが、この医業外収益から、「医業外費用」2,604万4,326円を差し引きますと、1億4,572万8,612円。

これにより、中段の令和2年度の経常利益は、8,374万7,517円。

これに、その下の特別利益から特別損失を差し引いた519万500円を足した金額が、当年度未処理欠損金欄の「当年度純利益」8,893万8,017円でございます。

さらに、この「当年度純利益」8,893万8,017円から、「前年度未処理欠損金」5,690万9,185円を差し引きますと、3,202万8,832円が、「当年度未処分・利益剰余金」でございます。

次に、裏面をご覧ください。

3 資本的収入及び支出の状況でございます。

まず、(1)収入でございます。

主には、新病院建設事業に係るものでございますが、1項 企業債は、新病院建設に係る病院事業債として、地方公共団体金融機構から、14億350万円の借入れ。2項 出資金は、新病院建設事業・1期工事に係る合併特例債分4億4,699万4千円のほか、病院事業資本的収支不足補填分や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金など、5億1,918万5,549円。

3項は、新病院建設事業・1期工事に係る県補助金等で、2億179万6千円。

これらの合計と致しまして、21億2,448万1,549円となったところでございます。

次に、(2)支出では、1項 建設改良費として、医療機械等購入に係る有形固定資産購

入費や新病院建設事業に、22億4,877万5,807円。

2項 企業債償還金は、リハビリ棟増設分や医療機械等購入に係る借入金の償還でございます。これによる資本的支出・決算額は、22億5,730万3,705円となりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億3,282万2,156円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填を致しております。

次に、中段の、4 キャッシュフロー計算書の概要をご覧ください。

これは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の現金の流れでございます。業務活動、投資活動、財務活動によるキャッシュフローでは、

資金増加額は、3,579万7,522円

資金期首残高は、2億8,828万4,561円

資金期末残高は、令和3年3月31日現在、3億2,408万2,083円となったところでございます。

以上が、令和2年度鴨川市病院事業会計決算の概要でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「令和2年度鴨川市病院事業会計決算」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「令和2年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率及び決算資料について」を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料6の1ページ「資金不足比率の公表（病院事業）」をご覧ください。

「資金不足比率」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づき、地方公共団体などの財政破綻を防止するため、公表が義務づけられているものでございまして、病院事業会計の指標として、公表させていただくものでございます。

「② 資金不足比率の算出方法」欄を、ご覧願います。

これは、資金不足比率の算出方法を、お示ししているものでございますが、「資金不足比率」は、「資金不足額」を「事業規模」で除して、算出いたします。

そして、この基礎数値となります「資金不足額」の算出方法は、「A 流動負債等」から、「B 流動資産等」及び構造的に発生するやむを得ない資金不足を指す「C 解消可能資金不足額」を差し引いて算出いたします。

令和元年度につきましては、資料中ほどの表にございますとおり、「A 流動負債等」5

億9,702万3千円から、「B 流動資産等」8億6,706万4千円、「C 解消可能資金不足額」は0円でございますが、これを差し引きますと、下段のA-B(-C)欄のとおり、マイナス2億7,004万1千円となります。

これにより、流動資産が流動負債を上回っていることにより、資金の不足が発生していないため、算出数値上は「マイナス」表示となり、「資金不足額」は「該当なし」となり、「資金不足比率」は「資金が不足している状態に該当していない」ということとなります。

よって、令和2年度末現在においては、経営状態は「健全な段階に位置している」ところでございます。本件につきましても、9月開会の令和3年第3回市議会定例会に提案させていただき報告案件でございます。

以上でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「令和2年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率及び決算資料について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「新鴨川市立国保病院改革プラン 実施状況の点検・評価について」を議題と致します。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料7をご覧ください。令和2年度改革プラン実施状況評価表について、ご説明をいたします。

まず、「評価」欄をご覧ください。

令和2年度の収益的収支は、一般会計繰入金を除きますと、令和元年度と比較して、約1,900万円の改善が図られ、一般会計繰入金1億4,851万3千円を含めたかたちではありますが、当年度純利益は約8,900万円となりました。

これは、入院収益が、令和元年度と比較して、約5,300万円の増収となったことが大きな要因となっております。

一方、外来患者数は、目標値を大きく下回る結果となっております。

また、在宅部門では、訪問看護、訪問介護部門が、利用者、収益ともに前年度比でプラス。介護支援専門員による居宅介護支援部門は、職員の退職もあり、マイナスとなったところですが、訪問診療を含めた在宅部門は、公共交通機関が乏しく、高齢化の進展が著しい当地域では、在宅療養支援病院としても重要な取り組みであります。

このため、引き続きこの在宅支援を推進していくことと致します。

また、新病院建設事業1期工事の完了に併せて医療機器等の整備をも行い、新病院での診療開始に向けた環境を整えた年度でございました。

そして、令和3年度以降は、新病院建設等に要した借入金の返済が始まるため、これまで以上に経営改善を図らなければならない状況にあります。

次に、「一般会計からの繰り入れの状況」です。

令和2年度の地方公営企業法に定める経費の負担の原則、及び、地方財政計画に基づく繰り出し基準による一般会計からの繰り入れ等の状況は、以下のとおりです。

- ・収益的収入は、基準内・基準外繰り入れを合わせて、1億4,851万3千円。
- ・資本的収入では、基準内に加え、基準外繰入金として、合併特例債等5億1,470万9千円でございました。

次に、下段の「具体的実施事項」でございませぬ。

この具体的な取り組みと致しましては、①職員の意識改革、そして②入院機能の転換の推進と致しまして、次ページになりますが、令和2年6月には、急性期病床を0床とし、地域包括ケア病床を52床に転換を図りました。

次に、③「医師、看護師等の確保」についてでございませぬ。

令和2年度の採用者数は19名。退職者数は14名。差し引き、常勤1名、非常勤4名の計5名の増となっております。

次に、④「経営の形態」についてでございませぬ。

令和2年度は、医療法人 鉄蕉会との地域医療推進に向けた協定を締結し、新病院長を招聘するとともに、看護局に総師長、看護師長を置くことでマネジメント体制の強化を図りました。

次に、⑤「施設の更新等」では、令和3年2月末に新病院建設事業1期工事が完了。

この新病院開院に合わせ、医療機器の整備のほか、電子カルテの導入など「医療情報システム」の導入を図りました。

次に、2ページ下段から3ページにかけての、「具体的な効果」についてでございませぬ。

まず、「財政状況の指標」について、目標値と実績値を比較すると、「経常収支比率」は、目標値を上回ることができました。これは、医業収支の改善に加え、新病院への移転に伴い、一般会計から基準外繰り入れを受けたことが要因です。

また、「医業収支比率」、「職員給与比率」は、いずれも目標値を達成することができませんでした。

なお、「職員給与比率」が目標値を20ポイント以上上回っていますが、これは数値の算出に用いる「地方公営企業決算状況調査」において、職員給与費に非常勤職員の給与を含むよう、計算方法の変更がなされたためでございませぬ。

また、患者数等の状況では、外来患者数と二次救急医療機能が目標値を下回りましたが、入院患者数については、地域包括ケア病床への転換促進を図り、病床利用率は向上が図られ、目標値を上回ることができました。

引き続き、医療圏における役割分担のもとに、適切な医療の提供が図られるよう改善に取

り組み、効果を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「新鴨川市立国保病院改革プラン 実施状況の点検・評価について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

その他で何かございますか。

(石井(一)委員)

国保病院の中に、総合相談センターと包括支援センター設置をされていますけれども、長狭地区には旧小学校区ごとに社協があります。私ども福祉を進める立場では、地区社協から展開していくという形で、総合相談センターに行く前の高齢者を主体に、顔の見える地域で助け合いをしながらやっております。

3つの地区での活動は特殊性があるわけですが、私の地元では、ひとり暮らしの方の引きこもり防止のためのサロン活動や買い物支援などもやっております。加えて、隣同士で安否の確認。これは区単位でサポーターが10人くらいおまして、その人たちがお一人暮らしの方の安否の確認をしています。また、区長さん方に協力を頂いて、地区社協の中に区長さん方も入っていただいて、防災関係の仕事を行うといった活動もしています。

総合相談センターに至る前までの長狭地区住人の手助けやお互いに顔の見える範囲内での助け合いをしていこうということでやっていますが、さらに、総合相談センターに相談に行けば相談ができるということで、国保病院の中にできているのは非常に良いことだと思います。そこでお聞きしますが、相談センターのスタッフは何人くらいいるのでしょうか。

(牛村部長)

現在、市内では、鴨川、長狭、江見、天津小湊と4つにそれぞれ総合相談センターを設置しております。その一つが鴨川市立国保病院の中ということになりますが、こちらのセンターは、相談を受け付けてふれあいセンターの窓口につなぐ役割ということになりますので、実際は社会福祉士1名ということで取り組んでおります。

地区の社会福祉協議会の皆様と一緒にこの地域の課題を把握して、例えば台風など災害があったとき、お一人暮らしの支援などを実施していくためには、人員配置も含めて充実を図れるよう考えていなければいけないと思っております。

少しでも地域の皆様と関われるように今後も展開していきたいと思っております。

(石井(一)委員)

ぜひ連携を取れたらと思いますので、お願いします。

(川崎会長)

その他で事務局何かございますか。

(牛村部長)

報告を2点させていただきます。

1点目は、新病院の経費抑制策についてでございます。

新病院が本格的に稼働いたしまして3か月を経過しました。

新病院の面積は、これまでの約3,500㎡から、5,000㎡と、1.5倍になっております。これによる光熱水費の増、さらに医療機器、電子カルテをはじめとする医療情報システムの導入などにより、経費が嵩む傾向にあります。

今年度の中で実施できること、来年度から取り組むことが必要なことなどを洗い出し、経費抑制を図ってまいりたいと考えております。

それともう1点、国保病院の経営改革の方針、方向性についてでございます。

公立病院は、総務省のガイドラインに基づき、改革プランを策定しておりまして、鴨川市立国保病院が策定する「新・鴨川市立国保病院改革プラン」につきましては、今年度が期限となっております。

このため、現プランの改定の必要がございますが、策定の指標となる総務省のガイドラインが新型コロナウイルス感染症の影響などにより示されていないため、現行プランを1年延期した中で点検・評価を行い、次期プランは来年度中の策定も視野に入れていくことも必要になってくるものと思われま。

そうした中で、鴨川市立国保病院の現状を客観的に把握し、経営課題を明らかにし、安定的な病院運営に資するよう、新たな経営指針、目標について検討致しまして、総務省から今後のガイドラインが公表された段階で、整合性を図りながら、「新・鴨川市立国保病院改革プラン」を策定していくことと致したいと考えております。

以上でございます。

(川崎会長)

本日の議事はすべて終了いたしました。

議事進行にご協力いただきありがとうございました。

事務局にお返しします。

#### 4 閉会

(事務局)

ご審議ありがとうございました。

次回の会議は、11月5日(金)を予定しております。

それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。  
本日はありがとうございました

令和3年11月5日

会議録署名人 石井 千枝